

「森林経営管理法(森林経営管理制度)」が4月からスタートします!!

本年4月から森林経営管理制度がスタートします!!

新たな制度では、森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行います。

適切な森林の経営管理を行うことで、①放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる効果、②森林の多面的機能が向上し、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全・安心につながる効果などが期待されます。

今後、森林所有者の方を対象に市町村による経営管理意向調査が始まりますので、ご協力をお願いします。



森林環境税と森林環境譲与税の創設!!

本年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

本税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されました。

これにより、2024年度から「森林環境税」のご負担をお願いすることとなりますが、これに先立ち、森林現場の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度

の導入にあわせて2019年度から「森林環境譲与税」の市町村等への譲与が始まります。

市町村等へ譲与された「森林環境譲与税」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」等に充てられることとなります。

本税をきっかけに、山村地域の森林整備のみならず、都市と山村の連携による木材利用等が進むことが期待されます。

